パイプたばこ	ラットレー　バッキンガム	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　ユニオンジャック	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　ウェストミンスター・アビー	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　ロイヤル・アルバート	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　タワーブリッジ	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　マルコムフレイク	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　スターリングフレイク	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円
パイプたばこ	ラットレー　ウォレスフレイク	50.0ｇ	缶	ドイツ	2,250円

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月30日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成27年	帯広	6—1	栄穂	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	〃	6—3	本別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	3—2	川端	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—3	石山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄	1—3	陸中川尻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	2—2	熱塩	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	3—3	東京南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八丈島	2—3	八丈島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2—4	八丈島南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	6—1	八丈小島	〃　〃　〃
〃	〃	〃			硫黄島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	14—3	名立大町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14—4	槇	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	13—3	辰野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14—3	信濃溝口	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—3	鹿塩	〃　〃　〃
〃	〃	〃	富山	2—2	梶屋敷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2—4	糸魚川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7—1	親不知	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7—3	泊	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7—4	舟見	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—2	三日市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—1	魚津	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—2	越中大浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—3	滑川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—4	上市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	10—3	足助	〃　〃　〃
〃	〃	〃	七尾	3—1	能登二宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢	7—3	贄浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—2	錦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪	16—2	神戸首部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高梁	13—1	出雲布部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	浜田	4—3	三次	〃　〃　〃
〃	〃	〃	松山	4—1	越知面	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇和島	5—2	松丸	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福岡	4—3	小石原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八代	2—2	梶原	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成27年11月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９号

静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1911番地の１
債務者　藤井　　明
１　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠崎　元貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第９２号

福島市岡部字岡部72番地の５
債務者　高橋　恭弘
１　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２７７号

兵庫県加古川市野口町野口399番地の25
債務者　松原　明美
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　崇志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３２号

愛媛県松山市福音寺町82番地１
債務者　坂本　義久
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４２号

愛媛県松山市生石町464番地10
債務者　田所　清和
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８６号

福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15—616号
債務者　佐々木利恵
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　文明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部